

3. クラブでの生活について

■ 登所・帰宅及び児童クラブからの外出について

<登所>

児童の児童クラブへの登所（自宅からの登所）は、学年に関わらず、保護者が付き添ってください。やむを得ない事情により児童の保護者が付き添うことができないときは、「児童一人登所・帰宅の申請書」をクラブに提出し承認を受けてください。（次ページの<児童一人登所・帰宅に伴う申請書>を参照してください。）

小学校から児童クラブへの登所は、児童だけで行います。

小学校から児童クラブまでの通学路を確認し、交通ルールを守るよう、ご家庭でも指導してください。

※保護者がご自宅にいて保育できるときは、児童クラブには登所させず、ご自宅で過ごすようにしてください。保護者が夜勤後の日中は、休息时间と認め、この限りではありません。

※児童クラブでは、毎月「出欠確認表」で翌月の出欠確認を行っています。期日までのご提出にご協力ください。**特に土曜日の利用については、必ず事前にお知らせください。**



<帰宅>

児童クラブからの帰宅は、学年に関わらず、保護者が開所時間内にお迎えに来てください。
保護者以外の方がお迎えに来るときは、保護者から児童クラブへ連絡を入れてください。

クラブには、送迎のための駐車場がありません。

お車での送迎をご遠慮ください。



<児童一人登所・帰宅に伴う申請書>

やむを得ない事情により児童が一人で帰宅しなければならない場合は、「児童一人登所・帰宅の申請書」を提出し承認を受ける必要があります。

※「児童一人登所・帰宅に伴う申請書」が必要な場合は、入所後、クラブ指導員まで、お知らせください。児童が一人で帰宅する場合には、ルールを定めておりますので、以下の内容に同意の上、申請願います。

※新1年生については、学校での生活や児童クラブでの生活に慣れて来る、夏休み前を目処に、指導員と相談をしながら、一人帰りの時期を申請して下さい。

1. 帰宅に伴う時間の管理は、児童自身が行なう。
2. 児童の一人帰宅の時間は、4月から9月は、おおむね5時まで、
10月から3月までは、おおむね4時30分とする。
上記以降から午後7時までの時間は、保護者、あるいは代理の方のお迎えのみとなります。
3. 指導員の判断により一人帰宅をさせない場合がある。
また、その事により延長保育になった場合は、延長保育料を負担する。

<登所後の児童クラブからの外出>

お稽古事等で、一度児童クラブに登所した後に外出することは可能です。児童クラブから外出するときは、入所申請時に提出いただく「児童の保育外行動に関する同意書」の内容をご確認いただき、指導員に申し出てください。

尚、「児童の保育外行動に関する同意書」の内容は、P26をご参照ください。

<欠席の連絡>

児童が児童クラブを欠席するときは、必ず保護者から欠席する旨を連絡してください。

連絡手段は、**電話、FAX、書面**などをお願いします。メールでの連絡はしないでください。欠席連絡がないときは児童調査票でご連絡いただいている緊急連絡先に連絡をして確認致しますのでご了承ください。

<児童の様子について>

児童クラブ毎に、保育報告会・懇談会を開催致します。

児童クラブでの児童の様子を指導員から報告致します。また、保護者同士の交流を深める場でもあるので、是非ご参加ください。

その他、お子様の様子などで気になる事がありましたら、遠慮なく指導員にご相談ください。

■ 出席停止について

児童クラブは、子どもたちが集団で過ごす場ですので、感染症の流行を予防するために、小学校と同様に、『学校保健安全法施行規則』（平成24年4月1日改正）に沿って対応しています。お子様が医療機関等で『学校保健安全法の感染症』と診断された場合は、出席停止の扱いになりますので、クラブ指導員にご報告ください。

■ 学級閉鎖等の対応について

児童クラブに在籍している児童の学級・学年または学校が閉鎖になったときの対応は以下の通りです。

- (1) 保育希望の児童が、健康な状態であれば保育の受け入れを行います。ただし感染症の種類や感染者数等の状況により感染拡大のおそれがあるときには、理事長の判断により受け入れができないことがあります。
- (2) 保育時間は、原則午前8時から午後7時までとします。



■ 災害時の対応について

＜緊急避難・気象警報発令時の対応＞

気象警報（特別警報、暴風（暴風雪）警報、大雨（大雪）警報、洪水警報、津波警報、大津波警報）が発令されたとき、及び緊急時（地震警戒宣言発令時、大地震発生時、不審者等による事件発生時）の児童クラブの対応は、発令時等の状況（平常時、クラブ登所後、学校休校日）により異なります。

詳細はP44の「気象警報の発令・解除、緊急時にともなう児童クラブの対応」でご確認ください。

なお、小学校で実施される「引き取り訓練」の際、指導員が引き取り人になることはできませんが、当日児童クラブは開所していますので、保護者もしくは代理人の引き取り後、通常保育となります。引き取り訓練実施当日の詳細は各児童クラブまでお問い合わせください。

＜一斉メールシステムの運用＞

気象警報（特別警報、暴風（暴風雪）警報、大雨（大雪）警報、洪水警報、津波警報、大津波警報）が発令されたとき、及び緊急時（地震警戒宣言発令時、大地震発生時、不審者等による事件発生時）には、ちがさき学童保育の会より、一斉メールで保護者へお知らせしています。入所決定通知と一緒にご案内させていただく手順書に従い、一斉メールシステムへのご登録をお願い致します。

＜避難訓練の実施＞

児童クラブでは、緊急時に備え、いろいろな場面を想定し、年5回の避難訓練を実施しています。また、毎年9月上旬には、市内の児童クラブ一斉避難訓練を実施しています。実施の前後には、ご家庭でも避難訓練の大切さを話し合ってください。



■ 保険について

児童クラブでの保育活動中における児童及び職員等の事故や怪我に対する補償は、ちがさき学童保育の会で加入している、傷害保険及び賠償責任保険の範囲でその費用を負担します。

児童クラブの施設や学校および近隣の物を破損させたときは、賠償責任の範囲内でその費用を負担します。免責（自己負担）分の負担については、その状況により理事長が判断します。

ただし、児童が故意に起こした傷害や破損事故については、保険では賄えませんのでご了承ください。

また、児童クラブから塾や友達の家などへ外出するときは、その目的地（塾や友達の家など）までの移動中及び目的地での破損事故や怪我については、保険は適用されませんのでご了承ください。

